

「北海道の休業要請」における対応について

幼稚園は休業要請施設ですが、当園は「幼保連携型認定こども園」ですので休業要請対象施設ではありませんので、5月も開園いたします。しかしながら、室蘭市・登別市からも登園を控えることのお願いが出ているように、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、家庭保育が可能なご家庭のお子様は登園を控えていただきますようお願いいたします。

3月31日付の新型コロナウイルス感染拡大予防対策（概略）は下記7点です。

- 1、ご家庭で「健康観察表」（朝晩の検温、風邪症状等のチェック）を記入していただき、園で確認します。
- 2、登園後の園児・教職員の健康観察を強化します。
- 3、換気の徹底。1時間毎の窓の開閉による換気を確実に行う。換気扇を常時使用する。
- 4、園児・教職員の手洗いの徹底およびアルコール消毒を行う。
- 5、こまめに水分補給を行うよう声かけをする。
- 6、園内等の消毒作業を強化する。
- 7、行事の変更・中止などがあればお知らせします。

4月22日付で下記4点の注意喚起を行いました。

- ① 新型コロナウイルスの脅威は依然衰えず、園児が園生活を過ごす上で多数の人と接触する為、リスクがあることをお伝えいたします。
- ② 本日より、「登降園時の保護者の園内立ち入りは玄関まで」といたします。また、登園前・降園後は園庭で遊ばずにお帰りください。
- ③ 園内での消毒作業は園バス送迎中止に伴い、午前作業、午後作業、閉園後作業、その他随時と、より一層強化いたしましたことをお伝えいたします。
- ④ 園児または教職員に新型コロナウイルス感染の陽性反応者が現れた場合2週間の休園となること。また濃厚接触の定義が変更された為、登園を続ける園児全員および勤務する教職員は、濃厚接触者と認定される可能性が高まりました。濃厚接触者と認定された場合、感染拡大を防ぐために14日間の健康観察と自宅待機が地方公共団体より要請されます。このことをあらかじめご理解ください。

感染した園児もしくは教職員が発症する3日前までに登園を自粛しお休みしていれば、接触の機会がありませんので、濃厚接触者には当たらないと思わ

れます。緊急事態宣言期間内にお休みされた場合、保育料については休園日数に応じて返金することが室蘭市で定められています。1号・2号園児は保育料無償化の為、返金措置はありません。

園児およびご家族の皆様、教職員の健康を守る為に、またこども園の活動を続ける為に、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。